

介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

令和8年4月20日

8福祉高介第101号

(通則)

第1条 介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和8年4月15日付8福祉高介第100号。以下「実施要綱」という。)に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるもののほか、本要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、東京都(以下「都」という。)とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第3条に定める事業とする。

(対象となる施設及び事業所)

第5条 令和8年4月1日時点において都内に所在する別表1に定める事業所とする。ただし、実施要綱第3条(2)ア、イ、ウ及びエについては、国又は地方公共団体が設置する事業所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。)は除く。

(補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法)

第6条 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

2 前項における申請書の提出は、事業者(法人)単位で行うものとし、当該申請方法は第10条による変更交付申請及び第12条による実績報告においても同様とする。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条による交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、第11条の規定により別記補助条件を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(変更交付申請)

第10条 第8条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書（様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記補助条件を付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。また、実績を証明する資料を5年間保管し、知事の求めに応じて提出するとともに、実績報告書に係る帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は都の職員が行う質問若しくは照会に応じなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第14条 次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人の事業所

附 則（8福祉高介第101号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1 補助対象事業所（第 5 条関係）

1 事業内容	2 対象事業所
(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（基本メニュー）	
<p>ア 介護サービスを円滑に継続するための対応</p> <p>イ 災害備蓄等への対応</p>	<p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>
<p>(2) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（加算メニュー） ※1</p> <p>※ 業務継続計画（BCP）を策定していない事業所は補助対象外</p>	
<p>ア 加算メニューⅠ</p>	<p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所</p>
<p>イ 加算メニューⅡ</p>	<p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所</p>
<p>ウ 加算メニューⅢ</p>	<p>通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>
<p>エ 加算メニューⅣ</p>	<p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所。なお、「令和 7 年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業補助金」の交付を受けた事業所は対象外とし、一つの事業者が交付を受けることができる事業所数は 10 か所を上限とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象から除く。</p> <p>・補助対象事業所の数が 10 か所以上かつ資本金 5 千万円を超えている事業者が設置する事業所</p>
<p>オ 加算メニューⅤ</p>	<p>訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム。なお、令和 7 年度までに「社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業補助金」の交付を受けた事業所は対象外とする。</p>

※1 加算メニューについては、介護予防サービスのみを実施している事業所を含む。

別表 2 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金額の算定方法（第 6 条関係）

1 事業内容	2 補助対象経費（※1）（消費税及び地方消費税は除く。）	3 補助基準額	4 補助率	5 補助金の額の算定方法
（1）介護事業所等に対するサービス継続支援事業（基本メニュー）				
ア 介護サービスを円滑に継続するための対応	気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用（※2） （例） ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所 ・燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ○ 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所 ・燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	・訪問介護事業所 1月あたり延べ訪問回数等に応じて20万円から50万円 ・集合住宅併設型：20万円 ・上記以外 1月あたり延べ訪問回数 ～200回：30万円 201回～2,000回：40万円 2,001回～：50万円 ・通所介護 1月あたり延べ利用者数に応じて20万円から40万円 ・1月あたり延べ利用者数 ～300人：20万円 301人～600人：30万円 601人～：40万円 ・施設系サービス （介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム） 定員1人あたり6千円 ・上記以外の事業所 20万円	10分の10	第2欄に定める事業所ごとの補助対象経費と第3欄に定める事業所ごとの補助基準額を比較していずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）の合計
イ 災害備蓄等への対応	災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（例） ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ・飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ・ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ・衛生用品、医療用品等の購入等経費 ・簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ・その他災害への備えとして必要と認められる経費			
（2）介護事業所等に対するサービス継続支援事業（加算メニュー）				
ア 加算メニューⅠ	訪問介護員等の暑さ対策、熱中症対策に資することを目的として、熱中症対策・暑さ対策に資する物品（ファン付き作業着、保冷剤入りベスト、首掛け扇風機等）の購入に要する経費	・訪問介護事業所 1月あたり延べ訪問回数等に応じて20万円から50万円 （基本メニューと同額） ・上記以外の事業所 20万円	4分の3	第2欄に定める事業所ごとの補助対象経費と第3欄に定める事業所ごとの補助基準額を比較していずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）の合計
イ 加算メニューⅡ	訪問介護員等及び利用者の熱中症予防を目的として、熱中症リスクを感知する機器の購入に要する経費	・訪問介護事業所 1月あたり延べ訪問回数等に応じて5万円から12万5千円 ・集合住宅併設型：5万円 ・上記以外 1月あたり延べ訪問回数 ～200回：7万5千円 201回～2,000回：10万円 2,001回～：12万5千円 ・上記以外の事業所 5万円	4分の3	
ウ 加算メニューⅢ	利用者の熱中症予防を目的として、事業所・施設内に設置する日除けやミストシャワー等を購入するために必要な費用	100万円	4分の3	
エ 加算メニューⅣ	サービス提供に係る移動手段である電動アシスト自転車の購入に要する経費（※3） （購入時に付属しているバッテリー含む）	20万円	4分の3	
オ 加算メニューⅤ	以下（1）から（3）のいずれか1つの補助対象機器のうち本体の購入に要する費用（※4） （1）車両接続型電源 （2）可搬型蓄電池 （3）外部給電器	車両接続型電源：25万円 可搬型蓄電池：40万円 外部給電器：80万円	4分の3	

※1 令和8年4月1日から令和8年11月30日までに要した経費。ただし、加算メニューⅠについては、令和8年1月1日から令和8年11月30日までに要した経費とする。

※2 物品の購入にかかる費用が対象のため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用等を除く

※3 電動アシスト自転車に関する要件として以下の要件を満たすこと。

- （1）防犯登録がされていること。
- （2）BAAマークやTSマーク等の自転車安全基準に適合していること。
- （3）実地店舗で購入したものとすること。
- （4）補助対象事業所でのサービス提供に関する用途に限ること。

※4 1事業所1種類のみ補助を受けることができる。また、「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」（令和2年2月18日付31福保高第2316号）の3の整備方針を満たさなければならない。

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

（１）知事は、本交付要綱第１３条の規定による調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本交付要綱第１２条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 実績報告の提出

補助対象事業者は、本補助要綱第１２条の規定に基づき、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

7 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令又は要綱に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本交付要綱第14条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、本交付要綱第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

(1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(2) 本要綱第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金

(1) 補助事業者は、6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8(2)の規定は延滞金に準用する。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等が

あるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

1.2 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1.3 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が1.1の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1.4 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1.5 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

1.6 他の補助金等との重複の禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。